

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等
(規模別協力金)**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)の協力要請推進枠における、対象者の売上高又は売上高減少額に応じた飲食店向けの規模別協力金(以下「規模別協力金」という。)の要件等につき、以下のとおり、補足事項を示します。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 規模別協力金支給事務の迅速化について

これまで、令和3年7月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について(規模別協力金)」、令和3年7月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等(規模別協力金)」、及び令和3年8月5日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足(規模別協力金)」において、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域(まん延防止等重点措置区域のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域)にて、令和3年7月12日以降、酒類の提供停止を伴う休業または営業時短要請等に係る協力金の申請(売上高方式で申請する事業者に限る。)を行っている都道府県が、協力金の早期給付を行うことにより、給付のさらなる迅速化に努めていただくようお願いしているところです。これらの都道府県においては、今回の要請期間の延長を踏まえ、残りの要請期間分についても、早期給付の取組みを行って頂くようお願いいたします。

また、今般、新たに緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に追加された都道府県においても、協力金の給付に際しては、令和3年7月12日付事務連絡を参

照し、早期給付の取組みを行って頂くようお願いいたします。

なお、早期給付額については、令和3年7月12日付事務連絡に基づき、要請期間の前半分を上限としていたところですが、引き続き、原則として、要請期間の前半分を目安として設定して頂くようお願いいたします。このため、既に早期給付を実施している都道府県が残りの要請期間分について早期給付を行う場合の早期給付額は、原則として、令和3年7月12日以降今回延長された要請期間の終期までの全要請期間から既に実施した早期給付に係る期間を控除した期間の前半分を目安とします。また、新たに緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に追加された都道府県における早期給付額は、原則として、今回の要請期間の前半分を目安とします。ただし、これらの場合において、早期給付額を、各都道府県の実情に応じて、要請期間の全期間（又は令和3年7月12日以降今回延長された要請期間の終期までの全要請期間から既に実施した早期給付に係る期間を控除した期間）につき、令和3年7月12日付事務連絡において示された1日当たりの給付単価額により算出した額を上限として、当該目安以上に設定することも可能です。

2. 即時対応特定経費交付金の取扱いについて

今般、緊急事態措置を実施すべき期間及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間が令和3年9月12日まで延長等されたことを踏まえ、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」といいます。）及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」といいます。）については、令和3年9月12日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。また、現下の全国的な感染状況を踏まえ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の区域についても、引き続き効果的な感染症対策が求められることから、令和3年9月12日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。

3. カラオケ設備の利用自粛等に関する考え方について

令和3年8月17日付基本的対処方針において、緊急事態措置区域においてはカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、まん延防止等重点措置地域においては、飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛要請を行っており、飲食店向け規模別協力金を受給する飲食店においてもこれら要請にご協力いただいているところです。

他方、事業者からはカラオケ設備の設置を否定するものではないかとの懸念が寄せられていることを踏まえ、各都道府県においては、協力金の対象となる事業者に対し、当該要請はカラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではないこと、当該要請は新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置であることを、周知されますようお願いいたします。

また、協力金額設定の考え方として、賃料、販促費、水道光熱費、厨房器具・カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費（人件費除く）をカバーできる水準として、売上高（又は売上高減少額）の4割の支援としているところ、本趣旨もあわせて周知ください。

【照会先】

(1) 規模別協力金について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・服部・鈴木・小林

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般・即時対応特定経費交付金について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752